

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回登米市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和3年8月2日(月) 18時 30分 開会 20時 30分 閉会
開 催 場 所	登米市役所南方庁舎 2階 大会議室
議 長 (委 員 長 又 は 会 長) の 氏 名	宮城学院女子大学 講師 鹿野 良子
出席者(委員)の氏名	宮城学院女子大学 講師 鹿野 良子 【会長】 認定こども園さくら幼稚園 園長 片岡 大助 【副会長】 登米北上こども園保護者会 高橋 佑典 南方子育てサポートセンター利用者 小林 絵里香 村上電業株式会社 代表取締役 村上 正弘 株式会社高田商店 及川 成美 子育てボランティアサークル「あそぼの会」代表 杉森 かつよ ファミリー・サポート・センター事業協力者 佐々木 恵美 登米市民生委員児童委員協議会主任児童委員 部会長 鈴木 泰子 ゆりかご保育所 所長 佐々木 浩子 社会福祉法人恵泉会 参事 佐藤 吉春 豊里小学校放課後子ども教室コーディネーター 秋山 千恵 登米市特別支援教育連携協議会 委員長 千葉 道夫 以上 13名
欠席者(委員)の氏名	中津山児童クラブ保護者会 山家 佑美 登米地方保育所協議会 会長 佐藤 千春 以上 2名
事務局職員職氏名	市民生活部 部長 大柳 晃 市民生活部 次長兼福祉事務所長 佐々木美智恵 市民生活部健康推進課 課長 本間 洋子 教育委員会教育部学校教育課 課長 菅原 正博 福祉事務所子育て支援課 課長 名生 忠司 福祉事務所子育て支援課 課長補佐兼子育て支援係長 志賀 健 福祉事務所子育て支援課 主幹兼児童福祉係長 岩淵 裕喜 福祉事務所子育て支援課 主幹兼子ども保育係長 伊藤 由美 福祉事務所子育て支援課 子育て支援係 主査 金澤 健治 福祉事務所子育て支援課 子育て支援係 主事 及川 早紀

議 題	<p>(1) 第一期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>(2) 第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>(3) (仮称)登米市子ども・子育て基本条例について</p>
会 議 結 果	<p>【互選】 会長、副会長の選任について …会長：鹿野良子委員、副会長：片岡大助委員に決定</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 第一期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について …報告内容について原案のとおり承認</p> <p>(2) 第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について …報告内容について原案のとおり承認</p> <p>(3) (仮称)登米市子ども・子育て基本条例について …条例制定に取り組むことについて承認</p>
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	<p>【事前送付資料】</p> <p>資料1：登米市子ども・子育て会議について</p> <p>資料2：第一期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>資料3：第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>【当日会議資料】</p> <p>資料4：(仮称)登米市子ども・子育て基本条例について</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事務局	<p>【開会】</p> <p>只今より子ども子育て会議を開催いたします。はじめに登米市子ども・子育て会議条例第2条第2項の基準に基づき、熊谷市長から委員の皆さんに委嘱状を交付させていただきますので、その場で受領いただきたいと思います。</p> <p>【委嘱状の交付】</p> <p>市長より出席の委員に委嘱状交付</p> <p>【市長挨拶】</p>
事務局	開会にあたりまして、市長より挨拶をいただきます。
市長	「市長挨拶」
事務局	「委員紹介」
事務局	「出席者紹介」
	<p>【子ども・子育て会議】</p>
事務局	「会議資料1に基づき、説明」
	<p>【会長及び副会長の互選】</p>
事務局	次に会長と副会長の選任になりますが、登米市子ども・子育て会議条例第4条第1項の委員の互選により会長、副会長を定めることにより、これから市民生活部長に仮会長になっていただき選任していただきたいと思います。
市民生活部長	事務局より説明がありましたとおり会長、副会長が決まるまでの間、仮会長を務めさせていただきます。それでは会長、副会長の選任についてどのような方法で選任したらよろしいか皆さんの意見を伺います。
委員	新規で就任された方と継続されている方がいるので、継続されている方から選任するのはいかがでしょうか。
委員	事務局で案があれば発表していただけないでしょうか。
市民生活部長	事務局より案の発表をお願いします。

事務局	事務局では会長を宮城学院女子大学 講師 鹿野良子委員、副会長を認定こども園さくら幼稚園 園長 片岡大助委員へお願いしたいと考えております。
市民生活部長	事務局より会長に鹿野良子委員、副会長に片岡大助委員という案をいただきました。皆さんご賛同いただけますでしょうか。
委員一同	(拍手)
市民生活部長	皆さんありがとうございます。それでは、会長には鹿野良子委員、副会長には片岡大助委員に決定させていただきます。この後の議事につきましては、会長と交代させていただきますのでよろしくお願い致します。
事務局	会長と副会長が決まりましたので、登米市子ども・子育て会議条例第5条第1項に「子ども・子育て会議の会議は会長が招集し、会長がその会長になる」と規定がありますので、鹿野会長に会長をお願いします。鹿野会長、会長席をお願いします。ここで、鹿野会長からご挨拶をいただきます。
会長	「挨拶」
事務局	ありがとうございます。副会長につきましては閉会挨拶の際にあいさつをいただきたいと思っております。鹿野会長、議事進行をお願いします。
	【議事】
議長	本日の議題は3つあります。①第一期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について、②第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について、③(仮称)登米市子ども・子育て基本条例についてでございます。委員の皆さんには事前に資料を配布しお読みいただいていると思っております。議事を進めるにあたり①と②を一括で説明しますので事務局からの説明をお願いします。
事務局	「会議資料2及び資料3の説明」
議長	事務局からの説明が終了したので質疑を行いたいと思っております。はじめに資料2の第一期登米市子ども・子育て支援事業計画点検・評価について何かございましたらお願い致します。
	(意見なし)
議長	意見等がありませんので、第一期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価については、事務局の内容で決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長	異議なしとのことで宜しくお願い致します。 それでは第一期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価については原案のとおり承認されました。
議長	資料3の第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について質疑があればお願い致します。
委員	「子どもの個性に合わせた育ちの支援」についてですが、資料の中に「令和3年度からは児童相談所の発達精密健康診査が市町村に移譲されるにあたり、関係機関との連携をさらに強化し、引き続き親子の継続支援を行っていきます」とありますが、児童相談所で発達精密健康診査ができなくなるという話は聞いていました。これについて登米市としては、現在どのように動いているのか、どのように周知しているのか、教えてください。
事務局	児童相談所では発達の精密健康診査は行っていますが、主に虐待等の家族に支援が必要な方を中心にやっており、それ以外の方については、市町村で対応ということになっております。市としても、昨年から臨床心理士にお願いしており、年7回ほど発達の精密健康診査を行っております。周知については、健診等で親の相談の中で受けたほうが良いと判断した方について、その都度お話ししている状況です。
議長	全体的に周知していないということでしょうか。
事務局	全体的に周知もしておりますし、その都度親にお話しをしています。
委員	年7回臨床心理士が来るという情報であれば、学校現場でも、すごく助かると思います。いつ来るのか等そういった情報も聞かれたら答えるではなく、どこかに掲示するなど周知していただければと思います。
事務局	分かりました。乳幼児健診の精密検査という位置づけですので、支援の必要な方は学校に就学されている方も継続的に利用することは可能となります。
委員	現実は小学校に入ってからそのような発達障害特徴が目立ってくる子どもがいます。乳幼児だけでは足りないと思います。
事務局	学校については支援学校の相談やリハビリ支援センター相談もあるので、関係機関との連携も継続して行っていきます。
議長	令和2年度実績に書かれている文言は就学前の取り組みを記載しているそうです。
委員	これを読んだときに本来であれば登米市内に児童相談所があれば良いと思いました。精密健康診査ができる機関があれば良いということです。石巻市の児童相談所や石巻市や気仙沼市に発

	<p>達障害の疑いのある子どもを診てもらえるところがあります。しかし、登米市内には臨床心理士や児童精神科医がいるかもしれませんが、認知されていません。今の話だと年7回臨床心理士が対応しておりますが、臨床心理士や児童精神科医がいる病院がほしいと思います。</p>
議長	<p>要望ということで支援が義務教育までつながるような場所があれば、なお登米市は良くなると思います。</p>
委員	<p>大崎市民病院や一関市の児童相談所、名取市のこども総合センターのような施設が登米市内にあるといいです。</p>
議長	<p>そこが一つの課題であります。その部分がうまくクリアできればと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。その他ありませんか。</p>
委員	<p>登米市のメールや学校メールで不審者情報が流れてきます。具体的に、この場所で声をかけられた等の情報は来ますが、その後の対応については警察がしていると思いますが、何の情報も流れてきません。そのことについて登米市としては関係機関にどのようにして働きかけをしているのでしょうか。逮捕された場合その情報は持っているのでしょうか。学校関係なので教育委員会では把握しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>直接教育委員会で情報を流しているものではありませんが、そのような情報は教育委員会に入ってきており、学校にも迅速に連絡しています。ただし、警察の捜査についての詳細な情報は得られていません。</p>
委員	<p>今の時代、防犯カメラが多数設置しているのです、大体のところは分かると思われれます。本気で不審者を捕えようと思えば、そのくらいの捜査をしたいと思います、事件にならないと動かないのでしょうか。</p>
事務局	<p>捜査内容については、公開されていないので教えられていませんが、学校現場におきましては、そのような情報をもとに朝、夕方と子どもの登下校を見守りながら学校で対応いただいております。また、捜査のことなので情報は入りませんが、具体的に逮捕された場合は、新聞報道等になります。</p>
委員	<p>不審者情報ですが、私たちも毎日子どもたちを預かっているので、自分たちの地域の近くだと気を付けますが、園単位で行動するとなると先生たちの配置を変えなければならないことや散歩ルートを変更するといったこともしています。登米市でも情報を与えてほしいし、保育所単位でもいいので情報を共有してほしいです。</p>
議長	<p>子どもを守るという観点から不安があるようなので、関係部署で検討してほしいということでしょうか。</p>

委員	学校関係であります、学校の場合は他の町域で不審者情報等が出た場合は学校で共有していますし、登下校の見守り等を行いながら対応しています。地域との連携も今後は重要になってくるので、地域の皆さんに見守っていただけるような取り組みを進めていきたいです。
議長	そういった情報がすばやく対応できるような相談窓口があればいいので関係部署で検討してほしいとのことです。
委員	病児・病後児保育について資料の中に医療機関と連携した形で行えれば理想ということでしたが、具体的に登米市民病院内に病児・病後児保育施設を併設することについて、市として働きかけをした経緯はあるのでしょうか。
事務局	働きかけの調整を行ったところでしたが、なかなかできませんでした。今現在、体調不良型で行っている施設もありますが、これをステップアップする形で検討していきたいので、個別に相談をしていきたいと考えています。
委員	私達の施設で体調不良型病児保育は行っております。民間で病児・病後児保育をするのはハードルが高いです。病児であれば自分の施設の園児のみの対応で大丈夫ですが、病後児となると登米市内の子ども全てが対象になります。そうすると一民間施設では到底無理な話ですが、今やっている病児保育には補助金は出せないと言われたら我々も事業継続はできません。登米市内にも病児保育を利用したい方はたくさんいます。できれば佐沼周辺で、そういった施設を併設することを進めてもいいのではないかと思います。登米市で進める意欲もないのに民間で実施している体調不良型病児保育を一方向的に切るというのはどうということかと思っています。そうでなければ現在体調不良型病児保育を行っている施設が協力し合っているように市の方で調整役を担っていただけるようにしてほしいです。1つの施設で看護師と保育士を雇用するのは経営的に厳しいので、そういうところも理解してほしいし検討してほしいです。病児保育は必要であり、皆さん必要であると思っています。
議長	仙台市内であれば院内学級がありますが、それに匹敵するようなものを作ってほしいですし、それができれば理想的です。
事務局	こちら側で把握していなかったところもあるので、確認して個別に説明いたします。
議長	他にありませんか。 (意見なし)
議長	意見等がありませんので、第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価については、事務局の内容で決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長	無いようなので、第二期登米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価については原案どおり承認されました。
議長	続きまして、(仮称) 子ども子育て基本条例についてであります。事務局よりご説明をお願いします。
事務局	「資料4に基づき説明」
議長	この段階で自分が何をすべきか等を議論するのではなく、率直な疑問や意見をいただいた方がよりはっきりとしてくると思われれます。いかがでしょうか。子どもの権利や学ぶ権利、育つ権利、生きる権利などありますが、それらもすべて含めてのことなのでしょうか。
事務局	その権利も含めまして明石市のこども総合支援条例に記載していますが、そのあたりも勘案した条例になっているので、こちらをベースにして考えております。
議長	本日配布された資料なので一度読んでみて、意見を出していただきたいと思います。
委員	(各自、黙読)
議長	この条例を作成するということについていかがでしょうか。ご意見をお聞きしたいと思います。
委員	内容的にはすごく一般的でやった方がいいと思いますが、具体的に何か書いているわけではありません。これがあつたからといって、この目的に書いてあるような市、保護者、学校関係者等の責任がこれを見て明確になっているかといわれると疑問があります。子育てをしている側からすると、ここに記載していることではなくて、この理念があるから実際にどういった施策をするなどが分かりません。これだけを見て制定した方がいいとは思いません。必要なかといわれると制定しなくてもいいのではと思ってしまいます。制定して登米市の動きが変わるのか、ホームページなどを見て何が変わるのかが分からないので、制定しなくてもいいと思ってしまいます。
事務局	この条例は、まず理念条例という形です。現状では「行政は行政」、「市民は市民」、「事業者は事業者」というような形でバラバラに動いている部分があります。そういう部分を皆さんが同じ方向を向いて、子どもたちが安心して過ごせるように皆さんで意識付けする必要があると思います。例えば、この条例を制定したことで、関係者一同に会して、子育てに関し、連携していくような会議を開催し、議論する場を作るきっかけにもなる

	<p>と思われます。また、明石市の条例には「市」の部分には「責務」と記載しておりますが、ほかの部分については「努めるものとする」という努力義務になっています。「市」については第4条に記載しているとおり、「子どもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。」とあり、第2項の「予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする」となっており、市の責任をより強い形で表していきたい部分がありました。そういったきちんと見える形で動いていく意味でも条例が必要ではないかと考えております。</p>
事務局	<p>条例を作るとどうなるだろうかということ、これまではどうだったのかと振り返りますと、これまでは事業計画で色んなことを進めてきました。したがって事業計画は執行部のみで、その時々予算の都合で規模が大きくなったり小さくなったり、形が変わったりなど出てきます。しかし、条例というのは、議会の議決を経て制定し、登米市として最低限しなければならないことを将来にわたって約束するような形になります。そうすることで登米市の皆さんが今、登米市で子育て支援をどうしようとしているのだろうか、議会の中でもこの条例に基づき、どのような事業をしようとしているのだろうかという議論をしっかりと、内容が精査されて予算がしっかりとついてくるという副次的な効果も出てきます。それから条例を作るので、最終的には議会で議論されますが、その前段で色んな市民の皆さんの声を聞いていきます。そうした中で、子育て支援の色んな考え方の重要性を共有することができて、一つの方向性をみんなで同じベクトルで各々の役割を共有しながら子育て関係を作り上げることができるのではないかという考え方です。概念的な話は非常に難しいと思います。そういう意味で理念型条例としております。条例になりますので、1度作れば、ある一定期間ずっと登米市はこの条例をもとに子育て支援施策をやっていきます。ただ条例は法律なので、この方針に基づいて具体的な計画を、会議の中で色んな議論をしていただいて、計画の中で具体性を持たせていくようなイメージで捉えていただければと思います。今後具体的な登米市の考え方や条文を出していく中で、もう少しはっきりとアウトラインが見えてくると思われるので、今後は分かりやすい資料作成に努めながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
委員	<p>私もこの理念型条例でもいいと思いますが、やはり物足りないと感じます。どの条文を読んでも「必要な施策を講ずるものとする」としか記載していません。もう少し具体的にいえないうのかなと感じました。理念型であるが、もう少し具体化できればいいのかなと思っておりますので、検討をお願いします。</p>
議長	<p>私たちは形あるものも欲しいので、何か言葉だけが歩いているという感じになっています。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。確かに明石市の条例では「必要な施策を講ずるものとする」という部分が多くあります。今の</p>

	ご意見を踏まえまして、今後条例を作るにあたりまして、この文言の部分も調整をしていきたいと思います。
議長	条例を作るという方向なのですか。皆さんお一人お一人どうでしょうか。
委員	この会議の席で条例を示していただいたのは大変ありがたいと思いますが、5年前に明石市で制定して具体的にどう変わったのかというものが資料としてあるといいのかなと思います。先進的な事例として具体案を見せてほしいと思いました。
委員	この条例とほかの資料を突き合わせると重なるものが見えてきました。条例をきちんと策定すれば、児童相談所の精密健康診査についても病児についても進展するのかなと感じました。
委員	条例を作ったことで行政はこのようにしなければならないんだよという風に決まってしまうので、頑張って施策をやらなくてはならないので、条例を作ることは大事なことだと思います。ただ皆さんが懸念されているのは、きちんとその通りに動くのかということです。明石市の条例を提示したということは、これがいいものだと思われたからですね。どこが良かったのか意見を聞かせてください。
事務局	明石市の条例の第2章「責務」に記載されておりますが「市」以外にも「保護者」、「市民等」、「学校等関係者」、「事業者」皆さん一緒になって同じ方向で連携していくという部分が、よいと思いました。明石市については相談支援体制整備や障害のある子ども、不登校、離婚前後、戸籍のない子ども等色んなパターンに対する支援策も記載されていたので、こういった部分も参考にしながら作っていきたいと思っています。
委員	現在の登米市の子どもたちの置かれている状況は明石市と同じ状況なのでしょうか。家庭格差もあり、食事もできない子どももいました。そのような子どもたちを登米市民全員で育てていくという理念であればいいと思います。
委員	明石市の条例がいいというのであれば、登米市独自の条例案を出していただいて、ここで確認できればいいと思います。
議長	皆さんの意見をまとめると前向きに取り組ましようということですが、なお議論が必要ということですね。では、この条例に取り組むということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	異議なしということで、これから条例案を作って素案として出てくると思います。他にございませんか。
	(意見なし)

